C_{13} ＝ 0.048	C_{13} ＝ 0.049
C_{14} ＝ 0.051 C_{15} ＝ 0.054 C_{16} ＝ 0.053 C_{17} ＝ 0.049 C_{18} ＝ 0.043 C_{19} ＝ 0.043 C_{20} ＝ 0.04605 C_{21} ＝ 0.04745 C_{22} ＝ 0.04602	C_{14} ＝ 0.051 C_{15} ＝ 0.054 C_{16} ＝ 0.053 C_{17} ＝ 0.049 C_{18} ＝ 0.043 C_{19} ＝ 0.043 C_{20} ＝ 0.04610 C_{21} ＝ 0.04747 C_{22} ＝ 0.050
D_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額	D_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額
E_{23} ＝ 0.047 E_{24} ＝ 0.046 E_{25} ＝ 0.045 E_{26} ＝ 0.045 E_{27} ＝ 0.043 E_{28} ＝ 0.0413 E_{29} ＝ 0.0416 E_{30} ＝ 0.00169	E_{23} ＝ 0.047 E_{24} ＝ 0.046 E_{25} ＝ 0.046 E_{26} ＝ 0.045 E_{27} ＝ 0.043 E_{28} ＝ 0.0414 E_{29} ＝ 0.0018 E_{30} ＝ 0.00169
$E_{令元}$＝ 0.00104 $E_{令2}$＝ 0.00182	$E_{元}$＝ 0.00104
F_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額	F　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額
$G_{令元}$＝ 0.00065 $G_{令2}$＝ 0.00114	G ＝ 0.00065
算式ＸＩ $\frac{B \times \alpha}{554\text{円} \times A}$	算式ＸＩ $\frac{B \times \alpha}{535\text{円} \times A}$
算式ＸＩの符号 A　測定単位の数値	算式ＸＩの符号 A　測定単位の数値
B　$\sum^{令2}$ $(C_n \times D_n)$	B　$\sum^{元}$ $(C_n \times D_n)$